

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

令和8年4月24日（金）

環境省自然環境局

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和8年4月24日（金）から令和8年5月23日（土）までの期間、パブリック・コメントを実施します。

<背景>

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が令和8年4月3日に閣議決定され、第221回特別国会に提出されました。改正法案が国会審議を経て成立した場合には、改正法案附則第1条第2号に基づき、第3条第6号の改正規定及び附則第3条の規定は、公布の日から起算して20日を経過した日に施行されることとなるため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号）について所要の改正を行う必要があります。

ついては、本件に関し広く国民の皆様から御意見を募集するため、パブリック・コメントを実施します。

※改正法案は、以下の環境省報道発表ページから御覧いただけます。

https://www.env.go.jp/press/press_03750.html

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

環境省自然環境局自然環境計画課

※入館登録が必要となりますので、事前に本資料末尾のお問合せ先まで御連絡ください。

3. 意見募集期間

令和 8 年 4 月 24 日 (金) から令和 8 年 5 月 23 日 (土) まで

※郵送の場合は締切日必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。

下記以外の方法 (電話等) による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」の一覧から「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集 (パブリック・コメント) について」にアクセスいただき、「意見募集要領 (提出先を含む)」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント: 意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口 (e-Gov) を利用する場合の記入項目＞

■氏名 (法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名)

■連絡先 (郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス)

■御意見の該当箇所

どの部分についての御意見か分かるよう、「提出意見」欄に該当箇所を明記してください。

(例) ○ページ○行目

■御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

■御意見及び理由

御意見及びその理由（2,000 字以内）を「提出意見」欄に御記入ください。

(2) 郵送の場合

次の〈郵送の場合の意見提出様式〉により、必要事項を A 4 サイズの用紙に記載の上、封筒の表面に「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と明記して、以下の宛先まで送付ください。

〈提出先〉

- 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館
環境省自然環境局自然環境計画課
パブリック・コメント担当 宛て

〈郵送の場合の意見提出様式〉

■件名：南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見

■氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）：

■郵便番号・住所：

■電話番号：

■電子メールアドレス：

■御意見：

- 1 該当箇所（意見対象箇所（例：○ページ○行目）を明記してください。）
- 2 御意見の概要（100 字以内で記載してください。）
- 3 御意見の内容及び理由（2,000 字以内で記載してください。）

(注意事項)

- ・ 1 つの意見フォームにつき 1 つの御意見を記載してください。
- ・ 意見内容は、2,000 字以内で簡潔に記載願います。
- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に

不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

- ・皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

5. 留意事項

- ・意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述があると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- ・記入漏れや、本要領に即して記入されていない場合、以下に該当する場合は無効とさせていただきます。
 - ・御意見の内容が、意見募集対象「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関するものではない場合
 - ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
 - ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
 - ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
 - ・記載された情報が虚偽であると判明した場合

6. 問合せ先

環境省自然環境局自然環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

電話番号：03-5521-8274

以上